大院君政權の權力構造

——政權上層部の構成に關する分析——

糟谷憲一

はじめに
一　重要官職就任者の構成
(1)　議政
(2)　六曹堂上・漢城府堂上
(3)　議政府堂上
(4)　宣惠廳堂上
(5)　奎章閣の官職
(6)　弘文館・藝文館の堂上
(7)　承政院の承旨
(8)　軍營長官及び三軍府堂上
二　南人・北人の登用擴大について
三　宗室・璿派及び武臣の登用擴大について
おわりに

はじめに

李氏朝鮮第二六代國王高宗の生父である興宣君昰應（一八二〇～一八九八）は、一八六三年一二月（陰暦による。以下同じ）に高宗が即位したことに伴い、大院君の稱號を受け、幼若な王に代わって政權をその掌中に入れた。この大院君政權は一八七三年一一月に大院君が退陣に追込まれるまで存續し、書院の撤廢など王朝權力の再建をはかる改革政策を實施し、またフランス・アメリカ兩國艦隊の侵攻を擊退して鎖國政策を貫徹した。大院君政權の性格を究明するためには、これらの內外政策について多面的に檢討する必要があるが、これと並んで右のような諸政策を遂行した大院君政權の權力構造を具體的に明らかにすることも重要なことである。

これまでの大院君政權研究において、大院君政權の權力構造についての檢討がどのようになされてきたかをふり返ると、まず注目されるのが梶村秀樹氏の研究である。梶村氏は、大院君の重要政策の一つとして「非特權層からの人材登用による門閥貴族專政の打破」を擧げ、また「大院君勢力の實體は、非特權的封建貴族層、吏族層、及び常民層によって構成」され、「守舊的な門閥貴族勢力よりは前向きの勢力であったということができる」と論じている。(1) この「非特權的封建貴族層」の概念は、兩班官僚中に存在した四つの黨派（四色黨派）のうちの弱小黨派である南人・北人を指して使用されたものなので、これとの對立概念である「門閥貴族」とは最大黨派である老論、第二の黨派である少論を指したものと理解される。四つの黨派を「門閥貴族」對「非特權的封建貴族」として理解することが妥當であるかという問題もあるが、大院君政權の權力構造について官僚の人事を詳細に分析して具體的に檢討することが行なわれていないという點において、梶村氏の研究はなお問題提起の域にとどまるものであった。

その後、日本においては大院君政權の權力構造について檢討した研究は發表されていないが、韓國においては成大慶氏の研究が發表された。成氏は大院君政權初期を主な對象にして高級官僚の人事を分析し、①大院君は執政初期に安東金氏

とその追隨勢力に打撃を與え、名門氏族出身の中央官僚の再編成をはかった、②南北人を大擧起用したという説は事實に符合しない、③大院君は中人胥吏層（梶村氏は吏族層と表現している――糟谷）を包攝利用したけれども彼らを高官顯職に昇進拔擢する制度的變革は企てもしなかった、④大院君は宗親璿派（王室に出自する全州李氏）の起用をはかったと論じた。[2] 成氏の研究は大院君政權の權力構造に關する具體的な分析の先鞭をつけたものといえるが、高級官僚の人事に關する分析を大院君政權期の全時期にわたって網羅的に行なったものでないため、その所説には再檢討の餘地が殘されている。

以上のような研究の現狀を踏まえて、本稿においては政權上層部を構成する中央の重要官職に就任した官僚を、『承政院日記』『日省錄』に基づいて逐一調査し、これらの官職就任者における黨派別姓氏別構成[3]や武臣の比重などを明らかにし、このことを基礎として大院君政權の中央權力の特質について檢討することにしたい。調査對象とした中央の重要官職は、(1)議政、(2)六曹堂上・漢城府堂上、(3)議政府堂上、(4)宣惠廳堂上、(5)奎章閣の官職、(6)弘文館・藝文館の堂上、(7)承政院の承旨、(8)軍營長官及び三軍府堂上である。

一　重要官職就任者の構成

(1)　議　　政

議政府は最高行政官廳である。一六世紀後半以降は備邊司が議政府に代わって最高行政官廳の地位を占め、議政府の存在は名目化していたのであるが、大院君政權は官制改革を行なって、一八六五年には備邊司を議政府に吸收して廢止し、議政府を最高行政官廳の地位に復した。地位を回復した議政府は時原任大臣と議政府堂上とにより構成された。時原任大臣は領議政・左議政・右議政（各一名、正一品大匡輔國崇祿大夫。時任大臣）と前議政（原任大臣。領中樞府事・判中樞府事などの官職を與えられている）のことである。議政府堂上は、議政以外の本來の議政府堂上官（正三品通政大夫以上の官職）である左

贊成・右贊成（各一名、從一品）、左參贊・右參贊（各一名、正二品）に加えて、判書などが兼任する堂上から構成され、大院君政權期にはその數が五〇名臺から七〇名臺に及んだ。この議政府堂上は從前の備邊司堂上の例に倣って置かれたものである。議政府の官職である議政と議政府堂上の就任者の黨派別姓氏別構成の分析は順に行なうべきであるが、右に述べたような議政府堂上の構成を考慮して、議政府堂上に關する分析は六曹堂上・漢城府堂上の分析の後に回し、本項においては議政についてのみ分析することとする。

大院君政權期の議政就任者は次の一一名である（領・左・右はそれぞれ領議政・左議政・右議政を指す）。

金左根　領　一八六三・九・八～六四・四・一八

趙斗淳　左　一八六三・九・八～六四・六・一五／領　六四・六・一五～六五・五・一六／領　六五・五・一七～六六・四・一三

李景在　右　一八六四・一・二～六四・六・七／右　六五・五・一六～六五・五・一七／領　六六・四・一三～六六・四・二九

李裕元　左　一八六四・六・一五～六五・二・二五／左　六八・閏四・一一～六八・閏四・二二

任百經　右　一八六四・六・一五～六五・二・二七死去

金炳學　左　一八六五・三・三～六七・三・一五／左　六七・五・三～六七・五・一八／領　六七・五・一八～六八・閏四・一一／領　六八・閏四・二三～七二・九・二九服喪

柳厚祚　右　一八六六・一・四～六七・五・一八／左　六七・五・一八～六七・七・一五

鄭元容　領　一八六八・閏四・一一～六八・閏四・二三

洪淳穆　右　一八六九・一・二二～七二・一〇・一二／領　七二・一〇・一二～七三・四・二九

姜　渚　左　一八七二・一〇・一二～七三・一一・一一

韓啓源　右　一八七二・一〇・一二～七三・一一・一一

一一名の黨派別構成は老論五（金左根・趙斗淳・李景在・金炳學・洪淳穆）、少論二（李裕元・鄭元容）、南人二（柳厚祚・韓啓源）、北人二（任百經・姜浩）である。なお原任大臣の地位にのみ在った者は金興根（老論）だけである。

(2)　六曹堂上・漢城府堂上

六曹（吏曹・兵曹・戶曹・禮曹・刑曹・工曹）は行政實務を分掌する官廳であり、その堂上として各曹に判書（一名、正二品）・參判（一名、從二品）・參議（一名、正三品通政大夫。兵曹は參知一名を加える）が置かれた。漢城府は首都漢城の市政及び裁判を管掌する中央官廳であり、その堂上として判尹（一名、正二品）、左尹・右尹（各一名、從二品）が置かれた。六曹の判書には實際には正一品輔國崇祿大夫の品階をもつ官僚までが就任し、また判書を經た者が議政府の贊成・參贊に就任した。判尹の經驗者の大半は判書に就任し、左尹・右尹の經驗者の多くも參判に就任した。

表1は大院君政權期の議政・判書就任者の黨派別姓氏別構成を示したものである。なお哲宗期（一八四九年六月～六三年一二月）にすでに判書となり大院君政權期には贊成・參贊のみに就任した者、判尹にのみ就任した者はその旨を注記して附載した。議政・判書就任者の總數は一三九名（附載者を加えると一四七名）である。一三九名の黨派別構成は老論七八、少論三四、南人一二、北人一三、宗室一、分類不明一であり、その比率は老論五六・一%、少論二四・五%、南人八・六%、北人九・四%となる。[4] 姓氏別構成をみると、老論の安東金氏一四、老論の全州李氏八、少論の全州李氏六、老論の南陽洪氏五、老論の淸風金氏四、老論の平山申氏四、老論の驪興閔氏四、老論の大丘徐氏四、少論の東萊鄭氏四などが多くの議政・判書を出している。

次に判書の中でも特に要職とされる吏曹判書（文官の人事を管掌）、兵曹判書（武官の人事・軍政を管掌）、戶曹判書（財政を管掌）の就任者の黨派別構成の分析結果を示そう。

表1　大院君政權期の議政・判書就任者の黨派別姓氏別構成

〔凡例〕＊は武臣。
下線を附したのは議政就任者。
贊，參，漢はそれぞれ贊成，參贊，漢城府判尹にのみ就任した者。
括弧内は改名前の名。

南陽洪氏
1．洪遠燮

平山申氏
＊1．申命淳

豐壤趙氏
1．趙秉昌（然昌）

海州吳氏
1．吳取善

陽川許氏
＊1．許　棨

昌寧曹氏
1．曹錫雨

南人12名（武臣1名）
慶州李氏
1．李明迪
＊2．李顯稷

晉州姜氏
1．姜時永
2．姜蘭馨

全州李氏
1．李承輔

廣州李氏
1．李宜翼

朔寧崔氏
1．崔遇亨

豐山柳氏
1．柳厚祚

漢陽趙氏
1．趙性敎
4．鄭健朝

慶州李氏
1．李裕元
2．李裕膺

全義李氏
＊1．李熙絅
2．李根弼

龍仁李氏
1．李源命
2．李參鉉

延日鄭氏
1．鄭文升
＊2．鄭岐源

楊州趙氏
1．趙得林
2．趙秉徽（徽林）

大丘徐氏
1．徐憲淳
2．徐堂輔

羅州林氏
1．林永洙
2．林肯洙

延安李氏
1．李豐翼

海豐金氏
＊1．金　鍵

潘南朴氏
1．朴齊韶

高靈朴氏
1．朴永輔

牛峰李氏
1．李　垈

延安金氏
1．金有淵

楊州趙氏
1．趙斗淳

林川趙氏
1．趙基應（在應）

豐川任氏
＊1．任泰瑛

宜寧南氏
1．南相吉（秉吉）

清州韓氏
參　韓正敎

少論34名（武臣7名）
全州李氏
1．李敎宇（敎榮）
2．李是遠
＊3．李景宇（景純）
4．李寅奭
＊5．李章濂
6．李建弼
＊漢　李東鉉
＊漢　李南軾

東萊鄭氏
1．鄭元容
2．鄭基世
3．鄭憲容
2．沈敬澤
3．沈承澤

恩津宋氏
1．宋近洙
2．宋宗洙
3．宋來熙

杞溪兪氏
1．兪章煥
2．兪鎭五
3．兪致善

全義李氏
1．李興敏
2．李根友

德水李氏
＊1．李元熙
＊2．李容熙

光山金氏
1．金壽鉉
2．金在顯

潘南朴氏
1．朴珪壽
2．朴齊寅

坡平尹氏
1．尹敎成
2．尹　堉

豐山洪氏
1．洪說謨
2．洪祐吉

豐壤趙氏
1．趙獻永
2．趙龜夏
5．洪鍾雲
贊　洪在喆

清風金氏
1．金學性
2．金東獻
3．金益文
4．金元植

平山申氏
1．申錫禧
＊2．申　櫶（觀浩）
3．申應朝
4．申　檍

驪興閔氏
1．閔致久
2．閔致庠
3．閔升鎬
4．閔泳緯

大丘徐氏
1．徐戴淳
2．徐衡淳
3．徐元淳
4．徐相鼎

韓山李氏
1．李景在
2．李經在
3．李鼎在

海平尹氏
1．尹致定
2．尹正求
3．尹致容

青松沈氏
1．沈宜冕

老論78名（武臣8名）
安東金氏
1．金左根
2．金炳冀
3．金大根
4．金炳喬
5．金炳國
6．金炳學
7．金炳雲
8．金炳德
9．金炳沚
10．金應均
11．金漢淳
12．金世均
13．金炳地
14．金炳弼
參　金輔根
漢　金翊鎭

全州李氏
1．李寅皐
＊2．李圭徹
＊3．李景夏
4．李巽重
＊5．李載鳳（鳳周）
＊6．李周喆
7．李彙重
8．李寅應（世輔）

南陽洪氏
1．洪鍾序
2．洪鍾應
3．洪淳穆
4．洪鍾奭（奭鍾）

清州韓氏 1．韓啓源	宗室1名 1．李載元
陽川許氏 1．許　傳	分類不明1名 （武臣1名） ＊1．李容象 （慶州李氏）
杞溪兪氏 1．兪致崇	西北人 漢　文慶愛 （南平文氏）
星山李氏 漢　李源祚	
北人13名 （武臣1名） 豐川任氏 1．任百經 2．任百秀 ＊3．任商準	
密陽朴氏 1．朴承輝 2．朴孝正	
全州李氏 1．李會淳 （鍾淳）	
海州鄭氏 1．鄭天和	
白川趙氏 1．趙啓昇	
晉州姜氏 1．姜　浩	
宜寧南氏 1．南性元 （性敎）	
礪山宋氏 1．宋應龍	
恩津宋氏 1．宋廷和	
寧越嚴氏 1．嚴錫鼎	

吏曹判書の就任者[5]は洪說謨・金炳學・尹致定・金炳國・洪鍾序・李經在・洪淳穆・宋近洙・趙獻永・金炳冀・金炳德・金炳喬・南相吉・金大根・申錫禧・金世均・李根友・趙基應・金炳雲・申應朝・金炳泚（老論）、趙得林・李是遠・李源命・曹錫雨・徐憲淳・趙秉昌・趙秉徽・林肯洙（少論）、姜時永・李宜翼・韓啓源・李承輔・李明迪（南人）、朴承輝・南性元・任百秀・嚴錫鼎・宋廷和・朴孝正（北人）、李載元（宗室）の四一名である。老論二一、少論八、南人五、北人六、宗室一の構成であり、その比率は老論五一・二％、少論一九・五％、南人一二・二％、北人一四・六％となり、議政・判書就任者の黨派別比率に比べると老論・少論がそれぞれ五％低いのに對し、南人は四％弱、北人は五％高い。また老論の安東金氏は九名であり、總數の二二・〇％を占めているのが目立つ。

兵曹判書の就任者は徐戴淳・申櫶・金炳冀・李圭徹・金炳泚・金壽鉉・李景夏・閔致庠・閔升鎬・徐相鼎（老論）、鄭基世（少論）、姜浩（北人）、李載元（宗室）の一三名である。老論は一三名中一〇名を占め、その比率は極めて大きい。また武臣が三名（申櫶・李圭徹・李景夏）就任している。

戶曹判書の就任者は金炳冀・金炳國・金世均（老論）、李敦宇（少論）の四名である。この四名のうち金炳國は一八六六年四月から一八七二年九月まで六年半近くの長期にわたって在任した。

表 2　大院君政權期の參判就任者の黨派別姓氏別構成

〔凡例〕＊は武臣。
括弧內は改名前の名。
松都・西北・濟州人は開城府，平安・咸鏡兩道，濟州島の出身者。

文化柳氏
1．柳興吉

南陽洪氏
1．洪秉壽

楊州趙氏
1．趙寅熙（寅燮）

平壤趙氏
＊1．趙義復

清州韓氏
1．韓應國

青松沈氏
1．沈膺泰

陽川許氏
＊1．許　熠

南人20名（武臣1名）

清州韓氏
1．韓永祖
2．韓致容
3．韓敬源
4．韓敦源

眞寶李氏
1．李彙濬
2．李啓魯
3．李晩運

泗川睦氏
1．睦仁會
2．睦仁培

全州李氏
1．李守曾

慶州李氏
3．成彛鎬

坡平尹氏
1．尹滋悳
2．尹滋承

豐山洪氏
1．洪祐命
2．洪兢周

晉州姜氏
1．姜健欽（鍵）
2．姜晉奎

昌寧曹氏
1．曹錫興
2．曹錫元

羅州林氏
1．林喜鎭
2．林翰洙

延安李氏
1．李德秀

慶州金氏
1．金永爵

江陵金氏
1．金學初

清風金氏
1．金基纘

潘南朴氏
1．朴昇壽

溫陽鄭氏
1．鄭泰好

南原尹氏
1．尹行福

安東權氏
1．權用脩

林川趙氏
1．趙慶鎬

宜寧南氏
1．南廷龍（商龍）

昌原黃氏
1．黃鍾顯

幸州奇氏
1．奇正鎭

少論39名（武臣2名）

全州李氏
1．李寅命
2．李寅亮
3．李奎夏

東萊鄭氏
1．鄭基會
2．鄭範朝
3．鄭順朝

豐壤趙氏
1．趙熙哲
2．趙采夏（埰）
3．趙耆永

大丘徐氏
1．徐承淳
2．徐臣輔
3．徐元輔

昌寧成氏
1．成載玉（載球）
2．成載瑗
1．沈宜元
2．沈舜澤

驪興閔氏
1．閔奎鎬
2．閔謙鎬

大丘徐氏
1．徐承輔
2．徐璟淳

杞溪兪氏
1．兪錫煥
2．兪晩煥

全義李氏
1．李時敏

星州李氏
1．李敎寅

碧珍李氏
1．李恆老

牛峰李氏
1．李鎬俊

潘南朴氏
1．朴奎賢

密陽朴氏
1．朴來萬

慶州崔氏
1．崔益鉉

高興柳氏
1．柳榮河

豐山洪氏
1．洪祐健

平山申氏
1．申泰運
3．李玄翼

光山金氏
1．金輔鉉
2．金尙鉉
3．金琦鉉

恩津宋氏
1．宋泰熙
2．宋欽翼
3．宋謙洙

韓山李氏
1．李承益
2．李承五

延安金氏
1．金逸淵
2．金始淵

延日鄭氏
1．鄭海尙
2．鄭　鎏

海平尹氏
1．尹宗善
2．尹定善

南原尹氏
1．尹秉鼎
2．尹泰經

南陽洪氏
1．洪淳大
2．洪　玩（載順）

楊州趙氏
1．趙秉協
2．趙秉式

青松沈氏

老論73名（武臣2名）

全州李氏
1．李升洙
2．李寅夔
＊3．李鍾承
4．李容殷
5．李敦應（世器）
6．李秉文
＊7．李邦鉉
8．李沇應
9．李鍾浩
10．李容直
11．李明應
12．李寅卨
13．李冕應

安東金氏
1．金炳奎
2．金炳駿
3．金德根
4．金敬鎭
5．金炳濮
6．金炳始
7．金永均
8．金炳淵
9．金鶴根

豐壤趙氏
1．趙鳳夏
2．趙秉悳
3．趙寧夏
4．趙成夏
5．趙敬夏

延安李氏
1．李勉愚
2．李絅愚

恩津宋氏 1．宋熙正	＊1．李鶴榮
宗室1名 1．李載冕	廣州李氏 1．李炳敎
松都・西北・濟州人5名 1．金　晙（順天金氏） 2．崔尙儒（保寧崔氏） 3．愼尙欽（居昌愼氏） 4．王庭揚（開城王氏） 5．卓宗述（光山卓氏）	驪州李氏 1．李能燮 善山金氏 1．金益容 咸昌金氏 1．金鎭河 密陽朴氏 1．朴鳴載 豐山洪氏 1．洪遠植
分類不明3名 1．李潤壽（全州李氏） 2．閔冑顯（驪興閔氏） 3．任百哲（豐川任氏）	高靈申氏 1．申佐模 安東權氏 1．權永秀 仁同張氏 1．張仁遠 北人10名 豐川任氏 1．任承準 2．任孝準 3．任應準 全州李氏 1．李容學 2．李會正（鍾正） 淸風金氏 1．金鼎鎬 2．金世鎬 宜寧南氏 1．南廷順（鍾順） 2．南廷益（鍾益）

参判就任者の黨派別姓氏別構成は表2のとおりである。ただし、この表からは大院君政權期に参判から判書・判尹へ昇進した者は除いてあり、したがって大院君政權期に中央官職における最高位が参判に達した者のみが示されている。(6) 参判就任者の總數は一五一名であり、その黨派別構成は老論七三、少論三九、南人二〇、北人一〇、宗室一、松都・西北・濟州人五、分類不明三である。比率を算出すると老論四八・三%、少論二五・八%、南人一三・二%、北人六・六%となる。議政・判書就任者の黨派別比率と比べると、老論が八%弱低いのと南人が五%近く高いことが注目される。姓氏別構成をみると、老論の全州李氏一三、老論の安東金氏九、老論の豐壤趙氏五、南人の淸州韓氏四の順に多くの参判就任者を出している。

本項の最後に左尹・右尹就任者の黨派別姓氏別構成を示す。(7) その總數は三六名に過ぎないので、次に列記し、括弧内に本貫を附記して姓氏を表示し、武臣には傍線を附した。なお参判の場合と同じように、ここに掲げる左尹・右尹就任者とは、大院君政權期に中央官職の最高位が左尹・右尹に至った者のことである。

老論一六名（武臣一四名）……李奎奭・李載熙・李文永（德水）、吳吉善・吳夏泳（海州）、白希洙・白樂貞（水原）、李周膺（全州）、李基碩（慶州）、李正鉉（龍仁）、李容鉉（禮安）、申正熙（平山）、沈英澤（靑松）、張寅植（仁同）、任百澈（豐

川)、南錫奎(宜寧)

少論一一名(武臣九名)……李鳳儀・李容儀(全州)、李熙昇・李敎應(全義)、申桓・申檣(平山)、金善恆(安東)、鄭宅善(草溪)、趙秉恆(豐壤)、趙定熙(楊州)、吳顯文(海州)

南人二名(武臣二名)……李鳳億(廣州)、尹善應(坡平)

北人一名(武臣一名)……李敏庠(廣州)

西北人二名……李秉儀(廣州)、韓致益(清州)

分類不明四名(武臣二名)……鄭圭應・鄭周應(東萊)、李承淵(韓山)、韓兢人(清州)

三六名中の二八名を武臣が占めていることが最大の特徴である。また南人・北人が極めて少ないこと、少論の比率が三〇・五%と高いこと、老論は四四・四%と低くなっていることも特徴である。

(3) 議政府堂上

議政府堂上は前述したように、贊成・參贊と兼任堂上とからなる。工曹以外の五曹の判書(一八七一年三月下旬以降は工曹判書も追加される)、四軍營長官、四都留守(8)、左・右邊捕盜大將などは例兼堂上(議政府堂上兼任が指定された)とされた。また堂上中からは幹事役として定員四名の有司堂上が置かれ、議政府の事務を統轄した。

大院君政權期の議政府堂上就任者の總數は一六二名である。表1に掲げた議政・判書及び贊成・參贊・判尹の就任者のうち、議政府堂上に任命されなかった者は哲宗期からの議政である鄭元容・金左根・趙斗淳と一八七一年三月中旬以前に工曹判書にのみ就任した李彙重・金東獻・尹致容・宋宗洙・宋來熙(いずれも老論)とを併せた八名であり、表1に掲載された官僚のうちの議政府堂上就任者は一三九名である。表2の參判就任者のうちの議政府堂上就任者は李寅夔・李鍾承・李容殷・李秉文・李邦鉉・金炳始・趙寧夏・趙成夏・金輔鉉・李恆老(老論)、金永爵・趙羲復(少論)、韓敦源・李鶴榮

（南人）、南廷益（北人）、李載冕（宗室）の一六名である。左尹・右尹就任者のうちの議政府堂上就任者は白樂貞（老論）一名のみである。この他に金箕晩（老論・光山金氏）、尹致羲（老論・海平尹氏）、申錫愚（老論・平山申氏）、梁憲洙（老論・南原梁氏・武臣）、李應植（少論・全義李氏・武臣）、李最應（宗室）の六名である。以上を合計すると一六二名になる。

一六二名の黨派別構成は老論九〇、少論三八、南人一五、北人一四、宗室三、西北人一、分類不明一であり、比率を算出すると老論五五・六％、少論二三・四％、南人九・三％、北人八・六％となり、議政・判書就任者の黨派別比率と大きく異なるものではない。姓氏別構成をみると、老論の安東金氏一六、老論の全州李氏一二、少論の全州李氏六、老論の平山申氏五、老論の豐壤趙氏四、老論の驪興閔氏四、老論の大丘徐氏四の順となり、議政・判書就任者の姓氏別構成と比べると、老論の全州李氏、老論の豐壤趙氏が浮上するなどの變化を發見できる。

特定の時點における議政府堂上の構成については、『議政府謄錄』に記錄されている「朔座目」（時原任大臣・議政府堂上等の名簿）により、各月一日現在の構成を知ることができる。殘念ながら大院君政權期の『議政府謄錄』は一八六六、七〇～七三年の五年分しか現存していない。それでも一八七〇～七三年の分は連續しており、黨派別構成の變動を跡づけることができる。

一八六六、七〇～七三年の期間に議政府堂上の數は七一名から五七名の間を動き、六〇名臺である月が大半であった。老論は三一名から四三名の間を動き、比率においては五二・五％から六一・五％の間にあり、絶えず三〇名臺の數と過半數の比率を占めていた。少論は一三～一九名の間を動き、比率においては二一・〇％から二九・〇％の間にあり、絶えず一〇數名の數と二〇％臺の比率を占めていた。南人は一八六六年、七一年から七二年正月までは四～五名であり、その比率は六～八％であったが、七二年二月以降は六名に增え、七三年には七～八名となり、その比率は七二年二月以降には九％臺、七三年には一一～一三％臺へと增加した。北人は一八六六年には二名、三％前後の比率であったが、七〇年正月から七二年正月の間には三名→四名→五名と增加し、その比率も四％臺→六％臺→七～八％臺と增した。北人の最大數は一

八七二年二月から一〇月の間における六名であり、その比率も九%に達したが、七二年一一月以降は五名→三～四名に減り、その比率も八%臺→五～六%臺に下がった。南人・北人を併せた比率をみると、一八六六年は九～一一%臺であるが、七〇年以降の時期には一二%臺（七〇年四～一二月）→一三%臺（七一年正～四月）→一四%臺（七一年五～七月）→一六%弱から一六%臺（七一年八月～七二年正月）→一八～一九%臺（七二年二～一二月）と増え續け、七三年正月の二〇・〇%、同二月の二一・三%（實數は一三名）が頂點となったが、その後の七三年三月から一一月の間も一七～一九%臺を保った。

以上の分析から、議政府堂上の黨派別構成において老論が優位を維持したこと、少論も安定した勢力を維持したこと、南人・北人は一八七一年以降の大院君政權後期ないし末期に進出が著しかったこと、の三點を指摘できよう。

本項の最後に有司堂上の黨派別構成を示そう。有司堂上の就任者は徐戴淳・申錫禧・金輔鉉・金輔根・朴珪壽・洪鍾序・洪祐吉・金世均・金學性・金炳冑・金有淵・金炳喬（老論）、曹錫雨・鄭基世・趙秉昌・趙秉徽・鄭健朝（少論）、李承輔（南人）の一八名である。老論一二、少論五、南人一の構成であるから、老論が極めて優越していたと言えよう。また老論の安東金氏は金輔根・金世均・金炳冑と四名の有司堂上を出し、姓氏別には最大の勢力であった。

(4) 宣惠廳堂上

宣惠廳は大同法關係の財政を管掌する官廳である。宣惠廳提調（宣惠廳堂上）は定員二名であるが、一名は戶曹判書の例兼であり、殘る一名が二品以上の官僚の中から任命された。後者が實際には宣惠廳堂上と稱され、戶曹判書とともに財政の中樞を掌握する重要な官職であった。

大院君政權期の宣惠廳堂上就任者は金炳學・朴珪壽・洪鍾序・金世均（老論）、李承輔（南人）の五名であり、この順に在任した。

(5) 奎章閣の官職

奎章閣は歴代國王の著作物や肖像畫を管理する官廳であるが、その官職である提學（二名、從二品より從一品）・直提學（二名、正三品通政大夫より從二品）・直閣（一名、從六品より正三品通訓大夫）・待敎（一名、正九品より正七品）は國王の側近に侍する清要の官職とされ、直閣・待敎に任命されることはその後の速い昇進を約束されることであった。またこれらの官職には檢校官（前任者を優遇するための官職）が置かれ、現任の官、檢校官、原任官（檢校官に任命されていない前任官）を併せて閣臣と總稱され、國王への入侍召見の機會がしばしばあって、國王の顧問に備え、宮中儀禮・祭祀などにおいて重要な役割を果たした。このように奎章閣の官職はすこぶる重要なので、堂上官である提學・直提學の就任者に限らず、直閣・待敎の就任者についても、その構成を分析することにする。

大院君政權期の奎章閣の四官職への就任者は次のとおりである。

提學八名　李景在・金學性・金炳國・洪淳穆・申錫禧・金大根（老論）、曹錫雨（少論）、李承輔（南人）

直提學一三名　金炳地・金輔鉉・趙寧夏・閔升鎬・趙成夏・趙慶鎬・李鎬俊（老論）、尹滋悳（少論）、李承輔・韓敬源（南人）、南廷順（北人）、李載元・李載冕（宗室）

直閣七名　李世用・閔升鎬・金永壽・李鎬翼（老論）、朴鳳彬（少論）、洪殷模（南人）、姜贊（北人）

待敎七名　洪承億・趙寧夏・趙慶鎬（老論）、金演壽（少論）、韓耆東（南人）、金奎軾（北人）、李載冕（宗室）

老論は提學八名中六名、直提學一三名中七名、直閣七名中四名、待敎七名中三名であり、提學においては優越しているが、直提學・直閣においては辛うじて過半數であり、待敎においては半數を割っている。南人は四官職のすべてに、北人は直提學以下の三官職に就任しており、少論と勢力が匹敵している。

(6) 弘文館・藝文館の堂上

弘文館は經籍の蒐集保管、國王の敎書等の文書の作成を擔當し、國王の顧問に備えた官廳である。その官職には大提學（一名、正二品）・提學（一名、從二品）・副提學（一名、正三品通政大夫）・直提學（承政院都承旨の兼任）・典翰（從三品）・應敎（從三品）などがあり、副提學以下は國王への進講を擔當する經筵の官職を兼ねた。藝文館は國王の敎書や辭令の作成を擔當する官廳であり、その官職には大提學（一名、正二品）・提學（一名、從二品）などがあった。

弘文館大提學は藝文館大提學・知成均館事を兼ね、文衡と稱されたが、極めて重要な儀禮がある時などにのみ任命される官職であった。この大提學はもちろん、弘文館の提學・副提學、藝文館提學は儒學の學識と優れた文章能力を要求された名譽ある官職であった。また大提學の任命に際しては時原任大臣・前大提學・贊成・參贊・六曹判書など（文臣）が會同して、その候補者數名を圈點を附した投票により選んで國王に推薦し（これを衡圈と稱する）、國王がその中の一名を任命するという手續が取られた。この衡圈に選ばれること自體も名譽あることとされたのであった。

大院君政權期の大提學就任者は朴珪壽（老論、一八七一年一一月）、趙性敎（南人、七二年正月）の二名である。衡圈の被選者は右の二名の他には尹定鉉・申錫禧（老論）、李敦宇（少論）、金世鎬（北人）の四名であった。

弘文館提學の就任者は金炳雲・朴珪壽・洪鍾序・李經在・金大根・李興敏・尹致定・申錫禧・洪祐吉・洪鍾應・洪淳穆・金學性・金世均・李垈・趙基應・申應朝・宋近洙・金在顯・金尙鉉・金益文（老論）、曹錫雨・趙秉徽・鄭基世・金永爵・李是遠・趙秉昌・吳取善・李源命・朴永輔・林肯洙（少論）、姜時永・李明迪・柳厚祚・崔遇亨・趙性敎・李承輔・許傳（南人）、任百經・朴承輝・姜浩・宋廷和・嚴錫鼎（北人）の四二名である。黨派別構成は老論二〇、少論一〇、南人七、北人五であり、その比率は老論四七・六%、少論二三・八%、南人一六・七%、北人一一・九%となる。老論が半數を割り、南人・北人を併せると少論を上回っていることは注目される。

藝文館提學の就任者は尹致定・朴珪壽・金輔根・李垈・金箕晩・洪祐健・李經在・金學性・金炳德・南相吉・李興敏・金世均・洪淳穆・申錫禧・金大根・申應朝・洪鍾序・金在顯・趙基應・金益文・金尙鉉・徐承輔（老論）、鄭基世・吳取善・李參鉉・徐憲淳・趙秉徽・曹錫雨・趙得林・趙秉昌・李源命・林肯洙（少論）、姜時永・李明迪・趙性敎・崔遇亨・李承輔（南人）、朴承輝・姜浩（北人）の三九名である。黨派別構成は老論二二、少論一〇、南人五、北人二であり、その比率は老論五六・四%、少論二五・六%、南人一二・八%、北人五・一%である。藝文館提學就任者においては老論が過半數を占め、南人・北人の起用は弘文館提學への起用よりも少ない。

弘文館副提學の就任者は金炳地・趙成夏・兪致善・李鎬俊・趙寧夏・閔升鎬・金炳弼・趙慶鎬・李明應・趙敬夏（老論）、李淳翼・鄭健朝・李寅命（少論）、李承輔・洪遠植（南人）、任承準（北人）、李載元・李載冕（宗室）の一八名である。その黨派別構成は老論一〇、少論三、南人二、北人一、宗室二であり、老論が過半數を占めている。

(7) 承政院の承旨

承政院は王命の出納を擔當する官廳であり、都承旨・左承旨・右承旨・左副承旨・右副承旨・同副承旨（各一名、正三品通政大夫）が屬する。都承旨は承旨の長であって、都承旨に任命された者は次に承旨に任命されたときも都承旨に就任することになっており、その品階は從二品であることが多く、まれに正二品に昇進して兼都承旨（知中樞府事との兼任になる）と稱されることもあった。

大院君政權の承旨就任者の總數は四三五名に達する。その氏名を列擧することは紙幅の許さないところなので、黨派別姓氏別構成の數のみを示すことにする。黨派別構成は老論一九四、少論一〇二、南人六四、北人三三、宗室二、松都・西北人八、分類不明二二、本貫不明一〇であり、その比率は老論四四・六%、少論二三・四%、南人一四・七%、北人七・六%となる。分類不明・本貫不明が總數の七・四%に及ぶことを考慮する必要はあるが、老論が半數を割っていることは

注目される。武臣の承旨の總數は七三名であり、その黨派別構成は老論三〇、少論二〇、南人一〇、北人八、分類不明四、本貫不明一である。

姓氏別構成は四黨派についてのみ示すが、黨派ごとの姓氏數は老論四六、少論三七、南人三二、北人一三である。このうち三名以上の承旨を出した姓氏を記すと次のとおりである。

老論　全州李氏二四、安東金氏一四、南陽洪氏一一、豐壤趙氏一〇、德水李氏・光山金氏各八、平山申氏・大丘徐氏・杞溪兪氏各七、潘南朴氏・海平尹氏・青松沈氏・驪興閔氏各六、清風金氏・延日鄭氏各五、延安李氏・延安金氏・豐山洪氏・楊州趙氏・宜寧南氏各四、全義李氏・韓山李氏・牛峰李氏・坡平尹氏・林川趙氏各三

少論　豐壤趙氏九、全州李氏八、全義李氏・潘南朴氏各七、坡平尹氏六、東萊鄭氏・大丘徐氏各五、平壤趙氏四、慶州李氏・延安李氏・南陽洪氏・平山申氏・晉州姜氏・昌寧曹氏・羅州林氏各三

南人　眞寶李氏・豐山洪氏・清州韓氏各五、廣州李氏・漢陽趙氏各四、全州李氏・豐山柳氏・安東權氏・仁同張氏各三

北人　宜寧南氏六、全州李氏・豐川任氏各五、咸平李氏・清風金氏各三

次に都承旨の就任者を示すと、閔致庠・兪致善・李興敏・趙鳳夏・朴珪壽・趙秉協・金炳地・趙成夏・趙寧夏・金輔鉉・金炳弼・沈承澤・閔升鎬・李鎬俊・金有淵・李沇應・洪鍾奭・尹秉鼎・金元植・趙慶鎬・閔奎鎬・朴齊寅（老論）、李裕膺・曹錫元・李建弼・趙熙哲・鄭基會・趙寅熙・鄭範朝（少論）、李承輔・姜蘭馨・趙性敎・李能燮・韓敬源（南人）、金世鎬・南廷順・任應準（北人）、李載元・李載冕（宗室）の三九名である。その黨派別構成は老論二二、少論七、南人五、北人三、宗室二であり、比率を算出すると老論五六・四%、少論一七・九%、南人一二・八%、北人七・七%となる。

(8)　軍營長官及び三軍府堂上

大院君政權當時、首都に配置されていた兵團は訓鍊都監・禁衛營・御營廳・摠戎廳の四軍營であった。各軍營長官（各

一名）はそれぞれ訓鍊大將（從二品）・禁衛大將（從二品）・御營大將（從二品）・摠戎使（從二品）である。大院君政權は一八六六年四月に軍營長官の品階を正二品に改め、その地位を高めた。

四軍營長官の就任者は金炳國・任泰瑛・金炳冀・李景夏・李周喆・申櫶・李容熙・李圭徹・李元熙・梁憲洙（老論）、許棨・申命淳・金鍵・李章濂・鄭岐源（少論）、李顯稷（南人）、任商準（北人）の一七名である。この中には二營もしくは三營の長官に就任した者が八名ある。一七名の黨派構成は老論一〇、少論五、南人一、北人一である。大院君政權初期に哲宗期から繼續して在任していた金炳國・金炳冀を除いて、殘りの一五名は武臣である。

軍營に準ずる機關としては、首都の警察行政を擔當した左邊捕盜廳・右邊捕盜廳がある。その長官である左邊捕盜大將・右邊捕盜大將（各一名、從二品）の就任者は任泰瑛・李景夏・李周喆・李邦鉉・李元熙・李鍾承・梁憲洙・白樂貞（老論）、許棨・李景宇・申命淳・李東鉉・李章濂・許熠・趙羲復（少論）、李鶴榮（南人）の一六名である。すべてが武臣であり、その黨派別構成は老論八、少論七、南人一であった。

以上の軍營・捕盜廳の他に、大院君政權は一八六八年三月に軍政機關として三軍府を新設した。三軍府の堂上としては領三軍府事（時原任大臣中の軍營長官經驗者から任命）・判三軍府事（正一品輔國崇祿大夫）・行知三軍府事（從一品）・知三軍府事（正二品）が置かれた。三軍府堂上の就任者は領三軍府事金左根、判三軍府事金炳冀・金炳國を除けばすべて武臣であった。これら武臣の三軍府堂上は軍營長官及びその經驗者、三道水軍統制使・鎭撫使[10]及びそれらの經驗者であった。

武臣の三軍府堂上（判三軍府事以下）就任者は李圭徹・申櫶・李景夏・李周喆・李容熙・李元熙・李載鳳・梁憲洙（老論）、李景宇・申命淳・金鍵・李章濂・鄭岐源・金善弼（少論）、李顯稷（南人）、任商準（北人）、鄭圭應・蔡東健（分類不明）の一八名である。その黨派別構成は老論八、少論六、南人一、北人一、分類不明二である。

二　南人・北人の登用擴大について

以上のような重要官職の黨派別姓氏別構成の分析に基づいて、いくつかの問題を検討したい。その一つは大院君政權期における南人・北人の登用の擴大はどの程度であったのか、という問題である。この點を明らかにするためには、まず哲宗期以前には南人・北人の重要官職への登用がどの程度であったかを知っておく必要がある。

純祖・憲宗・哲宗期（一八〇〇年七月～六三年一二月）は主として老論の安東金氏による世道政治（外戚政治）が行なわれた時期であるが、この時期の議政・判書就任者總數は二六五名であり、その黨派別構成は老論一六二（うち安東金氏三一）、少論八一、南人一四、北人八である。その比率を算出すると老論六一・一％、少論三〇・六％、南人五・三％、北人三・〇％となる。以上の黨派別比率と大院君政權期の黨派別比率を比較すると、老論が五・〇％、少論が六・一％、大院君政權期に減少したのに對し、南人は三・三％、北人は六・四％增加したことがわかる。また南人・北人の議政・判書就任者の數を比較すると、純祖・憲宗・哲宗期の六三年閒に南人一四、北人八であったのに對し、大院君政權期の一〇年閒に南人一二、北人一三であるから、大院君政權期における南人・北人の登用は、それに先行する六三年閒における登用とほぼ等しい（南人）か、それさえ大きく上回る（北人）規模に擴大されたものであったと言うことができる。

次に『清選考』に掲載されている重要官職就任者一覽に基づいて、最後の南人政權が倒れた一六九四年三月の政變（甲戌換局）から哲宗期までの約一七〇年閒に、重要官職に南人・北人がどの程度登用されたのかを調べてみた。その結果を官職別に示すと以下のとおりである。

議政：南人の蔡濟恭（一七八八年右議政。のち領議政に至る）のみである。

吏曹判書：南人は沈檀（一七二一）、北人は南泰齊（一七六七）の各一名のみである（括弧內は就任年次。以下同じ）。

兵曹判書：南人は李之億（一七六三）・蔡濟恭（一七七〇）・洪名漢（一七七四）・權𤋮（一七九七）・韓致應（一八二一）・柳相

祚（一八三二）・洪命周（一八三九）の七名、北人は南泰齊（一七六三）・南泰會（一七六七）・尹塾（一七八九）・南履翼（一八二七）・南獻敎（一八五九）の五名である。當該期閒の兵曹判書就任者總數は二五〇名であったから南人・北人の占めた比率は極めて低いものであった。

戶曹判書・宣惠廳堂上：兩官職には南人・北人ともに一名の登用者も無かった。

備邊司有司堂上：議政府有司堂上の前身である。英祖・正祖期（一七二四～一八〇〇）に南人の權以鎭・蔡濟恭の二名が就任しただけである。

大提學：北人の姜鋧（一七〇八）だけである。

弘文館提學：南人は英祖期（一七二四～七六）の蔡彭胤・吳光運、正祖期（一七七六～一八〇〇）の丁範祖の三名であり、北人は肅宗甲戌換局後の時期（一六九四～一七二〇）の姜鋧のみである。

弘文館副提學：景宗期（一七二〇～二四）に南人の權重經、英祖期に南人の權相一が就任しただけである。

都承旨：當該時期に南人二二名、北人二六名が登用されているが、純祖・憲宗・哲宗期に限ると南人は韓致應・李儒慶（純祖期）、權大肯（憲宗期）、李明迪（哲宗期）の四名、北人は宋知濂・宋祥濂（純祖期）、任百經（哲宗期）の三名に過ぎない（殘りの四一名の氏名は省略する）。

奎章閣の官職：奎章閣は一七七六年に設置されたが、哲宗期までの奎章閣の官職への就任者總數は一一六名である（複數の官職に就任した者は重複して數えていない）。このうち南人は蔡濟恭（一七七七年に提學に就任）のみであり、北人の登用者は一人も無かった。

以上のように、甲戌換局から哲宗期まで南人・北人は重要官職には極めて少數しか登用されなかったのである。したがって大院君政權期に南人・北人併せて四名の議政が登用され、政權末期の一年閒には二名の議政を南人・北人が占めたことは、權力構造における大きな變動であった。吏曹判書に南人五名、北人六名が登用され、兩者併せた比率が二六・八％

になったが、甲戌換局から哲宗期までに南北併せて僅かに二名の登用に過ぎなかったことと比較すれば、著しい登用擴大であった。また老論・少論がほぼ完全に獨占してきた大提學への南人の登用、同じく奎章閣の官職への南人四名・北人三名もの大量登用は南人・北人の勢力回復を示すものであった。弘文館提學や都承旨への南人・北人の進出も顯著であった。このように大院君政權期における中央の重要官職への南人・北人の登用擴大は、先行する一七〇年間には無かったほど廣範圍にして大規模なものであった。

他方、南人・北人の登用擴大には次のような限界があった。その一つは、南人・北人の登用擴大は從來の四色黨派間の力關係を變えようとする動きではあったけれども、南人・北人は第三・第四の勢力の地位からはついに脱することはできなかったことである。他の一つは南人・北人が財政の中樞を握る戸曹判書・宣惠廳堂上の地位には、甲戌換局から哲宗期までの時期に引續いて進出できなかったことである。(13)

三　宗室・璿派及び武臣の登用擴大について

本節においては、まず宗室・璿派の登用擴大について檢討する。大院君政權は、宗室の官廳であった宗親府の擴大強化をはかり、一八六四年八月に宗親府に宗正卿の官職を新設して、從二品以上の璿派（歷代國王の諸王子に出自する全州李氏の諸派）の官僚をこれに任じた。ついで六五年七月には宗正卿は領宗正卿（大君、王子君）・判宗正卿（大臣及び正一品）・知宗正卿（從一品・正二品）・宗正卿（從二品）に分けられ、これらの官職には定員が無く、宗室・璿派の從二品以上であれば任命されることになった。大院君政權は他にも多くの宗室・璿派優遇策を實施して、全州李氏の結集をはかった。これらの政策の結果として政權上層部における全州李氏の勢力はどの程度に擴大したのであろうか。

表1の大院君政權期の議政・判書就任者のうち、全州李氏を黨派を問わず、また宗室を含めて集計すると一七名になる。これは總數の一二・二%にあたり、老論の安東金氏の一四名を上回る數である。同じようにして純祖・憲宗・哲宗期

の議政・判書就任者のうち、全州李氏の全黨派合計を出すと二二名(14)（老論一二、少論一〇）、總數の八・三％になる。兩者の比率を比べると、全州李氏の勢力は大院君政權期には純祖・憲宗・哲宗期の一・五倍に增大したと言うことができる。また表2により大院君政權期の參判就任者のうち、全州李氏の全黨派合計（分類不明者も含む）を出すと二一名、總數の一四・〇％となり、老論の安東金氏の九名を大きく引離している。

以上から大院君政權期には、全州李氏は宗親府の機構や宗室・璿派優遇政策などに媒介されて、老論の安東金氏をも上回るような一大勢力となったと言うことができる。

次に武臣の登用の擴大について指摘したい。その第一は前述したように軍營長官就任者のほとんど全部を武臣が占めるようになったことは武臣の勢力增大を示すということである。例えば純祖・憲宗・哲宗期には安東金氏、豐壤趙氏、南陽洪氏、潘南朴氏などの外戚が軍營長官に多く就任しているし、閔氏政權期には驪興閔氏が軍營長官に就任することが多かった。これらの時期には武臣が軍營長官に就任する機會が外戚長官の存在により狹められていたのであるが、大院君政權期にはその機會が擴大されたのである。

第二は武臣の判書就任者の增大である。表1に示すように大院君政權期における武臣の判書就任者は一八名であり、議政・判書就任者總數の一二・九％を占める。純祖・憲宗・哲宗期における武臣の判書就任者は申大顯・李堯憲・白師聞・李惟秀・任聖皋・柳相弼・李圭徹・申觀浩（老論）、李得濟・李海愚・柳相亮・金煐・李應植・李景純（少論）の一四名(15)であり、議政・判書就任者總數の五・三％になる。大院君政權期における武臣の判書登用は、比率の面からみると、純祖・憲宗・哲宗期に比べて二・四倍に增加したのである。

武臣の就任する判書は多くは刑曹判書・工曹判書であるが、先にみたように大院君政權期には兵曹判書に三名の武臣が就任している。『淸選考』に基づいて、甲戌換局から哲宗期までの武臣の判書就任者を拾うと、申汝哲（一六九六）・李森（一七二九）・金聖應（一七三七）・具善行（一七六一）・具善復（一七七六）・李堯憲（一八一二）の六名に過ぎない。(16) 大院君政

権における武臣三名の兵曹判書の登用は、武臣の重用を最もよく示す事實である。

大院君政權期に武臣の判書への登用が擴大したのは、軍營長官などの品階が正二品に上がり、このために正二品に昇進する武臣が增えたことによるものである。このような大院君政權期における武臣の地位の上昇、武臣の重用は、鎖國政策堅持のための抗戰體制、軍備の強化と密接に結びついたものであることは容易に推論できるところである。

おわりに

以上のように大院君政權期の重要官職就任者の黨派別姓氏別構成の分析を基礎にして、大院君政權の權力構造に關して次のようなことを明らかにできたと考える。その第一は重要官職のほとんどにおいて南人・北人の登用は顯著に擴大しており、そのことは甲戌換局から哲宗期にいたる時期のいかなる政權の權力構造とも異なる大院君政權の權力構造の特質であったということである。第二に成大慶氏の研究において指摘された宗室・璿派（全州李氏）の登用の擴大について、その規模を明確にしたことである。第三に武臣の登用の擴大とその規模を明らかにしたことである。

次に大院君政權の權力構造に關する研究の課題のうち、殘された點を簡單に述べておきたい。第一に大院君政權期にも老論優位の體制が維持されたことと大院君政權との關係をどう理解するかということである。重要官職の黨派別姓氏別構成に關する分析から窺えるように、趙斗淳・金炳學・洪淳穆・金炳國・金世均・金壽鉉・朴珪壽など大院君政權において重要な役割を演じた老論官僚の一群があった。大院君政權は確かに老論の勢力を抑えたが、老論勢力全體に抑壓的であったとするのは事實に符合しない。第二に大院君政權期における外戚勢力——老論の安東金氏・豐壤趙氏・驪興閔氏の勢力の大きさを明らかにすることである。大院君政權期に安東金氏の勢力はなお根強いものがあり、豐壤趙氏・驪興閔氏の勢力は伸張している。このことと大院君政權との關係をどうとらえるかは重要な課題である。第三に「大院君勢力」「大院君派」と稱される勢力は、政權上層部においてはどのような官僚から構成され、政權内においてどのような役割を果たし

ていたのかを具體的に明らかにすることである。第四は地方官に關する分析を行なうことである。

このように殘された課題は多いが、本稿にまとめた研究を基礎にして、これらの點についても研究を進めることとしたい。

註

（1）梶村秀樹「朝鮮近代史の若干の問題」『歷史學研究』二八八、一九六四年五月、五九～六一頁。

（2）成大慶「大院君初期執政期의權力構造」『大東文化研究』一五、ソウル・成均館大學校、一九八二年五月。成氏にはこの他に次のような大院君政權に關する論文がある。①「大院君政權의原因的諸狀況에 대하여」『人文科學』一〇、成均館大學校、一九八一年一〇月。②「大院君政權의政策」『大東文化研究』一八、一九八四年三月。③「大院君政權의科擧運營」『大東文化研究』一九、一九八五年一月。④「大院君의書院毀撤」『千寬宇先生還曆紀念韓國史學論叢』、同刊行委員會編、ソウル・正音文化社、一九八五年一二月。

（3）官職就任者の姓氏は『國朝榜目』（科擧の文科に合格した者の名簿）及び『萬姓大同譜』に基づいて調査した。黨派については、南人は『南譜』（李離和編『朝鮮黨爭關係資料集』一六、ソウル・驪江出版社、一九八七年）、北人は『北譜』（前掲『朝鮮黨爭關係資料集』一七、驪江出版社、一九八七年）に基づいて判斷した。老論・少論については、一七世紀末に西人が分裂して形成された黨派なので、①一七世紀末以降における老論・少論の領袖や著名な官僚・學者の後孫にあたる家門は祖先と同じ黨派に屬する、②以上の黨派が明確な家門に出系した（養子に出る）者を出した家門（同一姓氏である）も出系先の家門と同じ黨派に屬する、③同じ黨派に屬することが明確な複數の家門とおよそ一八世紀半ば以降に代々の婚姻關係を結んでいる家門（通婚先とは異姓である）も通婚先の家門と同じ黨派に屬する、④黨派の明確な學者の門人とその後孫の屬する家門は、この學者と同じ黨派に屬する、という四つの基準により判斷した。この基準により『萬姓大同譜』の記載內容（血緣關係、婚姻關係、師弟關係）を調べて、老少いずれかへの所屬を判斷するのであるが、一つの家門に關する記載內容が不足して所屬が判斷できない場合は「分類不明」とした。

（4）拙稿「閔氏政權上層部の構成に關する考察」（『朝鮮史研究會論文集』第二七集、一九九〇年三月）において大院君政權期の議政・判書の就任者總數一三七名、老論七三、少論二九、南人一三、北人一三、宗室一、分類不明八としていた（同上、九七頁）。今回の檢討に際し、脫落を補充し、一名の黨派を訂正し、分類不明者のうち七名については新たに黨派を明確にしえたので、本稿のように訂正する。

(5) 以下、就任者を列擧するときは各黨派ごとに第一回目の任命の年月日の早い順に配列する。改名があった場合は、改名後の名を記している。

(6) 「中央官職における最高位」としたのは、例えば金世鎬（北人）は慶尙道觀察使在任中の一八七二年一二月に正二品に昇進しているが、中央官職としての最高位は參判であったので、參判就任者の中に記したような事例があるからである。

(7) 參議に關しては、吏曹以外の五曹の參議・兵曹參知の就任者についての記載が『承政院日記』にも缺落している期間があったので、その黨派別姓氏別構成の分析は保留する。

(8) 水原府留守・廣州府留守(各一名、正二品)、開城府留守・江華府留守（各一名、從二品）の總稱。

(9) 成均館は儒學教育機關。

(10) 三道水軍統制使は慶尙・全羅・忠淸三道の水軍を統轄する水軍の長官。鎭撫使は江華島の守備を擔當する鎭撫營の長官であり、一八六六年一〇月以降、江華府留守を兼任して、江華府の軍事・地方行政を管掌した。統制使・鎭撫使の品階は一八六六年に正二品に上げられ、その地位は高まった。

(11) 議政・判書就任者については便宜上、朝鮮史編修會編『朝鮮史』第六編第一～三卷に基づいたが、同書の記載に誤りを發見した場合には『純祖實錄』以下の各實錄・『淸選考』を參照して訂正した。なお前揭拙稿、九七頁において純祖・憲宗・哲宗期の議政・判書就任者の總數は二七〇名、その內譯は老論一六一、少論八〇、南人一四、北人八、分類不明七であると記したが、『朝鮮史』の記載にあった若干の誤りを訂正したこと、分類不明者の黨派所屬を判斷できたことの二つの理由により、本稿のように訂正した。

(12) 藏書閣貴重本叢書第二輯、景印本全三卷、ソウル・探究堂、一九七二年。本稿においては、上卷のうちの臺司、籌司有司、天官、本兵、掌賦、惠堂、文衡、提學、副學、奎閣、中卷のうちの知申の各項目を利用した。官職名は別稱・略稱であり、上から順にそれぞれ、議政、備邊司有司堂上、吏曹判書、兵曹判書、戶曹判書、宣惠廳堂上、大提學、弘文館提學、弘文館副提學、奎章閣（の官職）、都承旨を指す。

(13) 成大慶氏の「南北人を大擧起用したという說は事實に符合しない」という說は、いくつかの重要官職への南人・北人の登用が無かったり、それほど多くなかったという事實に着目すれば、妥當していると言えるかもしれない。しかし本文に見たように南人・北人の登用の擴大は全體的には顯著であったのであり、成氏の說には從うことができない。

なお南人・北人も弱少黨派であったとはいえ、判書・參判・承旨などを代々出した名門の家門が存在していることは『南譜』『北譜』『萬姓大同譜』を調べると容易にわかる。この點から、南人・北人を「非特權封建貴族」と規定する梶村氏の見解も妥當ではない。

(14)(15) 典據は(11)に同じ。

(16) 典據は(12)に同じ。括弧內は就任年次。

in every point of the current of narration, the relative largeness of the number of pages and that of lines per chapter, and the quality and contents of the historical information.

(6) The contemporary information about Mediterranean Sea was incorporated into Kitāb-i Baḥrīya, so the Ottoman Empire was able to make use of such information.

THE POWER STRUCTURE OF THE TAEWŎNGUN 大院君 POLITICAL POWER
—the Analysis about the Construction of the Upper Political Power—

KASUYA Kenichi

The purpose of this paper is to examine several questions about the power structure of the Taewŏngun 大院君 political power (1863. 12–1873. 11) in Korea.

The author carried out a research into the Yangban 兩班 bureaucracy who had held important offices in the central government in the period of his political power, and analyzed that they had belonged to which of the Sasaek Tangp'a (Four Sects) and they had come under the rule of which clan. The important offices into which the author carried out a research are the Ŭiijŏng 議政, the P'ansŏ 判書, the Ch'amp'an 參判, the Kyujang-gak 奎章閣, and so on.

As a result of the analysis, the author made the following three points clean. 1) The Namin 南人 and the Pugin 北人 out of the Sasaek Tangp'a were little appointed to the important offices from the end of the Namin political power (1694) to the start of the Taewŏngun political power. But, in the period of his power, they were frequently appointed to almost all important offices. 2) Out of those who hold offices as the Ŭijŏng, the P'ansŏ, the total number of the Chŏnju-Yi Clan 全州李氏 belonged to each sects surpassed the number of the Andong-Kim Clan 安東金氏 from

the Noron 老論. 3) The number of the military offices appointed to the P'ansŏ had remarkably increased.